



南城市告示第2号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年9月1日

南城市長 古謝 景春



1. 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
名称 株式会社 OCS
所在地 沖縄県那覇市松山2丁目3番10号
2. 指定納付受託者に納付させる歳入
市民課及び税務課に係る証明書等の交付手数料（キャッシュレス決済分）
3. 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和7年11月1日から令和12年10月31日



南城市告示第2号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年9月1日

南城市長 古謝 景春



1. 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
名称 株式会社 琉球銀行
所在地 沖縄県那覇市久茂地一丁目11番1号
2. 指定納付受託者に納付させる歳入
市民課及び税務課に係る証明書等の交付手数料（キャッシュレス決済分）
3. 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和7年11月1日から令和12年10月31日